



平成 19 年 5 月 23 日

各 位

会社名 永大産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉川康長  
(コード番号: 7822 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役経営企画部長  
金丸 収蔵  
(TEL. 06-6684-3062)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 4 条（公告方法）に定める当社の公告方法を、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 取締役会の決議により自己株式の買受けができるよう、変更案第 6 条（自己株式の取得）を新設するものであります。
- (3) 単元未満株式の権利の範囲を明確にするため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (4) 取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、変更案第 23 条（任期）のとおり、取締役の任期を 1 年に変更するものであります。
- (5) その他、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以上

別紙

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第22条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第10条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第24条～第48条 (現行どおり)</p>